

危機管理体制の充実・強化について

< 平時からの備え >

1 「災害からの安全な京都づくり条例」の一層の推進

- (1) 想定最大規模降雨による洪水浸水想定を、府が管理する全河川（377河川）について実施
- (2) 府内4地域（宇治市、八幡市、亀岡市、久御山町）に設置した特定地域防災協議会において、防災対策の方針、ハード・ソフト対策などを取りまとめた事業計画や水害等避難行動タイムラインを作成

2 災害時応急対応業務の標準化

- (1) 府が行う応急対応業務のマニュアル化を進めるとともに、定期的に訓練を実施し職員の習熟度を向上
- (2) 市町村が行う応急対応業務についても標準化を推進。訓練・研修を共同で実施することにより市町村間の効率的な相互応援体制を整備

< 緊急時の体制強化 >

3 緊急参集チームの編成

庁内関係部局の指揮官クラスによる緊急参集チームを災害種別に応じて編成。災害発生の際に高まった段階から初動対応の準備を行う体制を確立

4 緊急時の情報収集体制等の強化

- (1) 府、市町村、国、防災関係機関のトップ間等を結ぶ緊急連絡網（ホットライン）を整備
- (2) ヘリを活用した上空からの被害状況の把握や被害者の救出・救助などを迅速・効果的に行えるよう、災害発生時のヘリの運用調整に係る計画を策定

京都府危機管理緊急参集チームの設置について

1 趣 旨

災害発生の際、蓋然性が高まった段階から応急対策の準備を行うことにより、災害発生時の迅速な初動体制の確保と円滑な応急対策業務の実施を図るため、本庁管理職による緊急参集チームを設置する。

2 設 置 日

平成30年6月1日

3 構 成

危機管理監、防災監、職員長のほか、環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部及び警察本部警備部の各部長並びに副部長クラス総勢21名をチーム員に指定

4 活 動 内 容

- ① 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置
- ② 災害対策本部設置の協議
- ③ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置

5 参集及び招集の基準

風 水 害	地 震	原子力災害
<p>【自動参集】</p> <ul style="list-style-type: none">・府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき・府域に避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたとき <p>【招 集】</p> <ul style="list-style-type: none">・被害が発生するおそれがあるとき、危機管理監が判断	<p>【自動参集】</p> <ul style="list-style-type: none">・府域で震度5強の地震が観測されたとき・府域で津波警報又は大津波警報が発表されたとき <p>【招 集】</p> <ul style="list-style-type: none">・震度5弱以下でも被害状況に応じて、危機管理監が判断	<p>【招 集】</p> <ul style="list-style-type: none">・警戒事態に該当する原子力発電所施設の重要な故障等が発生したとき・上記以外の場合でも、状況に応じて、危機管理監が判断